

## 回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

## 2. 「ハンセン病問題対策協議会（仮称）」の設置について

国は厚生労働省、法務省、文部科学省の三省協議を実施し、ハンセン病問題の啓発と教育について協議を続けています。大阪府としても、大阪府健康医療部、府民文化部人権局、教育庁の各部署が連携し、ハンセン病回復者と家族に対する偏見差別の解消及び家族関係の回復に向けた施策や、地域においてハンセン病回復者が安心して地域で生活できるよう検討・実施するための「ハンセン病問題対策協議会（仮称）」をハンセン病回復者と家族、国賠訴訟弁護団や有識者、大阪市、堺市、ハンセン病回復者支援センターも入れて設置されるよう求めます。（実施している県のうち2県の状況は、資料参照）

（回答）

- 府では、ハンセン病問題に関する事業を各部署において実施しているところです。
- 協議会設置については予定はございませんが、健康医療部、府民文化部、教育庁における施策の推進に当たりましては、できる限り当事者等関係者のご意見をお伺いしたうえで、関係部署で情報交換をしつつ効果的な連携に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課（下線部を含む全てについて回答）  
 府民文化部 人権局 人権企画課（下線部について回答）  
 教育庁 人権教育企画課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

4. 差別と偏見解消のための啓発活動の充実について

（1）大阪府の啓発冊子『ハンセン病問題を理解するために』を全面改訂されたい。

（回答）

- 大阪府の啓発冊子『ハンセン病問題を理解するために』については、毎年、時点修正などの必要な改訂をしながら発行してきたところです。
- また、最新版となります令和6年度（令和7年3月発行）発行の冊子につきましては、表紙を刷新した他、挿絵を写真画像へ変更したこと等の改訂を行いました。
- 今後も、関係各所のご意見等を伺いながら、適宜、対応を検討してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 （ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

## （要望項目）

## 4 差別と偏見解消のための啓発活動の充実について

（２） 大阪府教育庁としては、本年３月の『ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書』を踏まえ、どのように今後のハンセン病問題学習を学校教育現場で実施しようとしているのかを明らかにしてください。大阪府教育センター主催の「出会いから学ぶ人権学習」では毎年、いちょうの会会員が講師を務めています。年々受講者数が減っています。ハンセン病問題の研修計画を示してください。特に、中学校に配布されている「ハンセン病の向こう側」の活用状況を調査し、報告してください。

## （回答）

- 大阪府教育庁としては、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」及び「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進しているところですが、ハンセン病問題学習については、標記報告書を踏まえ、ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長され、今も解消されることなく病歴者・家族の方等を苦しめているという前提のもと、進めていく必要があると認識しています。
- また、標記報告書において「これからの人権教育・啓発は、〈いま・ここ〉、自分が生きている場で、目の前に現れた差別を許せないとしてこれを是正するために行動する人間を、１人でも多く育てることの重要性を認識すべきである」（P.35）と示されていることをふまえ、各学校での取組みが、児童生徒が自らに関わることで受け止めることができ、差別の解消に向けて行動しようとする姿勢の育成につながるものとなることが大切であると考えており、令和５年度人権教育フォーラムにおいてハンセン病問題をテーマにした講演を実施しました。
- 厚生労働省が全国の中学校に直接配付している資料については、毎年、市町村教育委員会に対し、活用等にかかる対応を依頼しております。
- 同資料について、すべての中学校で生徒に配付はしているものの、令和６年度における、授業の中で直接生徒に配付して活用した率は２０.７％、教職員が校内研修や教材研究を行う際に、参考資料として活用した率は９１.９％となっております。

- 府教育センターにおいては、ハンセン病をテーマとした研修を 10 年にわたって実施しており、管理職をはじめ、小中及び府立学校の教職員や市町村教育委員会の指導主事等が受講しております。
- また、人権教育リーフレット「ハンセン病問題に学ぶ」を令和 4 年度に作成し、府立学校及び市町村教育委員会に配付しました。このリーフレットの周知に努めるとともに、引き続き、課題別研修においてハンセン病をテーマに取り上げ、実施していく予定でございます。
- さらに、ハンセン病問題に関する啓発活動として、府教育センターにおいてパネル展示を行っています。この取組みに関しても、継続的に行う予定です。
- なお、府教育庁では、平成 23 年、平成 28 年に各小中学校へ配付した「人権教育教材集・資料」(CD)の中に、中学生用としてハンセン病に関する教材を収めており、令和 5 年度は 285 校中 37 校で活用されました。
- 今後も引き続き、厚生労働省作成の資料とあわせて活用するよう、人権教育担当指導主事連絡会等で働きかけてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 人権教育企画課  
 教育庁 市町村教育室 小中学校課  
 教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

## （要望項目）

## 6. ハンセン病家族補償金の受給申請支援について

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」は、2029年11月21日まで5年間延長されました。また、付帯決議では、「より効果的な広報を行うこと」、「よりきめ細やかな対応を行うこと」「国の隔離政策により、元患者家族等も、偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことをあらためて深くお詫びするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること」が決議されました。大阪府では、知事の謝罪、きめ細やかな対応、偏見差別の解消策と予防策をどう充実するのかを具体的に示してください。

## （回答）

- 府ではハンセン病家族補償金の受給申請支援について、以前より大阪府のホームページサイト「ハンセン病元患者家族に対する補償金制度について」に掲載しており、ハンセン病回復者家族の皆様へお知らせしております。
- また、ハンセン病元患者家族の皆様に対する補償金制度の請求期限が令和11年11月21日まで5年間延長されたことについては、大阪府のホームページサイトだけでなく、大阪府公式 Facebook アカウント「大阪府」（令和6年12月10日）や、大阪府公式 X アカウント「もずやん@大阪府広報担当副知事」（令和6年12月17日）に掲載したほか、紙媒体である府政だより（令和6年12月号）に掲載することで広く周知するよう努めております。
- 大阪府内市町村のハンセン病元患者家族補償金の周知広報に関する実施状況につきましては、全43市町村において、ポスターの掲示やホームページ、行政広報誌による周知を行っています。（令和7年3月時点大阪府調べ）
- なお、知事の謝罪については、必ずしも確約できるものではありませんが、今後も引き続き、大阪府ホームページサイト等を通じ、広報周知に努めるとともに、啓発冊子の配布・開架等行い、偏見差別の解消・予防に努めてまいります。

## （回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

## 7. 旧優生保護法補償金申請支援について

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」は 2024 年 10 月 17 日公布、2025 年 1 月 17 日施行されました。両院では、法律の可決と併せて、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も可決しています。

①大阪府下で、ハンセン病を理由に堕胎を強いられた人は何人いるか実態を明らかにしてください。大阪で暮らしていた夫婦は、夫がハンセン病と診断されハンセン病療養所に入所した後、大阪府の担当官から「優生保護法」で決められているからと妻に対して堕胎を強要しました。

（回答）

○ 大阪府発行の衛生年報では、昭和 23 年から平成 8 年（昭和 23、27、28 年は資料がない）までで優生手術を受けられたと公表している件数が 1,237 件で、このうち旧優生保護法第 3 条に基づき「らい」を理由に優生手術を受けられた方は 48 件です。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

## 7. 旧優生保護法補償金申請支援について

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」は2024年10月17日公布、2025年1月17日施行されました。両院では、法律の可決と併せて、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も可決しています。

②大阪府の責任を明らかにし、記者会見でなく直接当事者に対して知事による謝罪をしてください。謝罪の意を公表し、被害の回復に関してどんな施策を講じているかまた今後どのような取り組みをするかも明らかにされたい。すでに大阪府知事あてに「優生保護法問題の全面解決に向けた要求書」が、旧優生保護法被害大阪弁護団、大阪障害フォーラム（ODF）、おおさか旧優生保護法を問うネットワークから出されていますが、大阪府知事の謝罪は回答では明らかにされておりません。大阪府の真摯な回答を示してください。

（回答）

○ 旧優生保護法施行当時、国の機関委任事務による優生手術の適否の判断に携わってきたことについては、府として非常に重く受け止めており、多くの方にお伝えできるよう令和7年1月8日の知事定例会見において、知事が被害を受けられた方への謝罪を行いました。

また、その内容について大阪府のホームページにおいて公表しているところでございます。

○ 旧優生保護法補償金等支給法により認定を受けられた方は限定的であり、周知をしっかりと行い、新法施行を機に改めて対象となる方にも情報が届けられるよう、注力してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

## （要望項目）

## 7. 旧優生保護法補償金申請支援について

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」は 2024 年 10 月 17 日公布、2025 年 1 月 17 日施行されました。両院では、法律の可決と併せて、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も可決しています。

③「らい予防法」下の大阪府担当者がどんなことをしてきたか、真相を明らかにし、現職に徹底してください。

## （回答）

○ 大阪府では、ハンセン病回復者等の方々に対する、2001（平成 13）年 6 月の知事の謝罪を踏まえて、当事者、支援者、学識経験者などからなる「大阪府ハンセン病実態調査報告書作成委員会」を設置し、大阪府に現存する資料や大阪府の関係者からの聞き取りなどをもとに、絶対隔離政策に大阪府がどのように関わったかを明らかにするとともに、その結果作り出された差別・偏見をなくすために大阪府として何をすべきか等について検証し、まとめた「大阪府ハンセン病実態調査報告書」（A4 版、148 ページ）を 2004（平成 16）年 10 月に発行しました。

○ 報告書は発行時に府内の保健所、大学、高等学校、公立図書館などに配布しており、また、大阪府のホームページサイト「大阪府ハンセン病実態調査報告書」にも掲載しております。

○ また、市町村への働きかけについては、毎年実施している市町村相談窓口担当者会議で担当者の人権意識の向上につなげていきたいと考えております。

○ 本会議では、ハンセン病問題対策に関する府内自治体間の情報交換を行うとともに、府が事業委託しているハンセン病回復者支援センターや関係者から、府内外でのハンセン病問題を取り巻く様々な課題について報告いただいております。

○ こうした会議は、各市町村の窓口担当者の共通認識が深まる取り組みであり、今後も継続的に実施してまいります。

## （回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

## （要望項目）

## 7. 旧優生保護法補償金申請支援について

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」は 2024 年 10 月 17 日公布、2025 年 1 月 17 日施行されました。両院では、法律の可決と併せて、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も可決しています。

④すでに亡くなっている被害者が多い中、遺族に対する情報提供や申請支援策を明らかにされたい。

## （回答）

○ 旧優生保護法補償金等支給法における支給対象者は、優生手術等一時金については旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人（支給額 320 万円）、人工妊娠中絶一時金については旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人（支給額 200 万円）、補償金については旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人（支給額 1,500 万円）及びその配偶者（支給額 500 万円）、死亡している場合はそのご遺族です。申請支援の遺族に対する情報提供や申請支援策については、大阪府のホームページ「旧優生保護法に関する取り組みについて」に掲載しており、補償金等請求受付・相談専用窓口の設置等を行っております。また、対象者は、弁護士による請求サポートを無料で受けることができます。

○ 府内の医療機関や医師に対しては、（１）請求者に係る記録の調査等、（２）診断書作成等（受診者への配慮、診断書の備え付け、診断書の作成料等）、（３）制度の周知について協力依頼を行っております。

○ 府では、これまで市町村、医療・福祉・人権等の関係機関などへのリーフレットやポスターの配布を行うとともに、テレビCMなどのメディアを用いた広報を行っており、一人でも多くの対象者の方にお伝えできるよう、引き続き積極的な広報周知に取り組んでまいります。

## （回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。